



最高裁秘書第736号

平成29年2月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

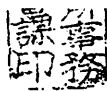
理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（情）諮問第23号

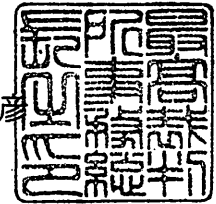
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）



平成29年2月23日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

### 記

#### 1 諮問日等

##### (1) 諮問日

平成29年2月23日

##### (2) 諮問の要旨

苦情申出人は、名古屋高等裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が存在することは公知の事実であるから、存否応答拒否は不当であると主張しているが、当該判断は相当であるとする。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

名古屋高裁がマスコミに提供した、名古屋高裁平成28年11月28日判決（被告人は藤井浩人美濃加茂市長）の判決要旨

##### (2) 原判断庁の判断内容

名古屋高等裁判所は、(1)の開示の申出（平成28年12月2日受付）に対し、平成29年1月17日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由。

ア 原判断は、本件開示申出にかかる文書について、不開示情報である公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示すること

となるので、その文書の存否を答えることはできないとして、不開示としたものである。

イ 報道機関に対して交付する判決要旨（以下、「判決要旨」という。）の作成は、報道機関からの申請を受けて対応するのが一般的であるが、この判決要旨の交付申請は、報道機関の取材活動そのものである。そして、当該申請が個別の記者の独自の取材活動の一環として行われた場合はもとより、幹事社を経由しての司法記者クラブ全体からの申請で行われた場合であっても、判決要旨が作成されたこと自体が公開され、個々の報道機関の取材活動の存在、内容が推知されてしまうことは、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大きく損なうおそれがあり、ひいては、裁判報道に係る広報事務の遂行を困難にする可能性が高い。

この点、報道機関に判決要旨が交付されていることは一部の者の中で知られているが、具体的にどの事件で判決要旨が作成されているかまでは通常は知り得ないことである。また、本件における判決要旨については、それが報道機関に配布された旨を一部の報道機関が報じてしまっているが、通常は、報道機関において、判決要旨の交付を受けていることは基本的にこれを公にせず取材活動を行うものであり、そういった他の報道機関における取材源の秘匿はなお厳守されなければならない。したがって、判決要旨の存在が一部の者の中で認識されているという事情があるにしても、判決要旨の存否を秘匿するという前記の必要性が減殺されるわけではない。

ウ 以上によれば、判決要旨について、不開示情報である公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできないとして不開示とした原判断は相当である。